

通所介護サービス契約書（楽楽館パワリハスタジオ）

佐藤忠義（以下「利用者」といいます）と株式会社楽楽館（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して提供する通所介護サービスおよび介護予防通所介護相当サービス（以下、「通所介護サービス」といいます）について、以下のとおり契約します。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約期間及び契約の更新）

この契約の契約期間は、令和6年 月 日から利用者の要介護認定若しくは要支援認定又は事業対象者特定の有効期間満了日までとします。

2 契約の満了時、利用者からの契約解除の申し出がない場合には契約は自動的に更新されるものとします。この場合、新たな契約期間は次の有効期間満了日までとします。

第3条 （受給資格の確認）

利用者は、利用開始に当たり「介護保険被保険者証」を提示しなければなりません。

第4条 （介護サービス計画）

事業者は、通所介護サービスの提供にあたって、利用者の日常生活の状況および希望を踏まえた「居宅サービス計画（ケアプラン）」又は「介護予防ケアマネジメントプラン」に沿って「通所介護サービス計画」を作成し、その内容を利用者およびその家族（同居の場合）に連絡します。

第5条 （通所介護サービスの提供場所・内容）

通所介護サービスの提供場所は、「楽楽館^{らくらくかん}パワリハスタジオ」です。

2 利用者が利用できるサービスの種類は「契約書別紙」のとおりです。事業者は「契約書別紙」に定めた内容について、利用者及びその家族（同居の場合）に説明します。

第6条 （料金）

利用者は、サービスの対価として「契約書別紙」に定める料金をもとに計算された合計額を支払います。

第7条 (キャンセル)

別紙通所介護サービスに関する契約書別紙兼重要事項説明書の通り。

第8条 (料金の変更)

事業者は、利用者に対して、料金の変更をしようとする1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。

2 利用者が利用料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「契約書別紙」等を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条 (契約の終了)

利用者は、事業所に対して文書で通知することにより、いつでも契約を解除することができます。

2 事業者はやむをえない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除することができます。

3 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除できます。

① 利用者が事業者を支払うべきサービス料金を正当な理由無く1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合

② 利用者が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合

③ 利用者が入院若しくは病気等により2ヶ月を超えてサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

④ 利用者又はその家族が事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの行為を行った場合

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

③ 利用者が死亡した場合もしくは被保険資格を喪失したとき

第10条 (秘密保持)

事業者及び事業者が雇用する者は、利用者及びその家族等に関する個人情報について、適正な取扱いを行いその保護を図ります。

第11条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・

身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし当館においてもご自宅と同程度の転倒等のリスクが存在することはご承知おきください。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、利用者の容態に急変があった場合などの緊急時には医師に連絡する、救急車を手配するなど必要な措置を講ずるとともに、ご家族に速やかに連絡します。

第13条（連携）

事業者は、サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第16条（裁判管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、松戸簡易裁判所または千葉地方裁判所松戸支部を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

